

指定地域密着型サービスの基準について(共通項目以外)

2 個別事項

項 目	委任の 類 型	検討内容	市の考え方
(1) 設備に関する事項(地域密着型介護老人福祉施設)			
① 居室定員			
○従来型	参 酌	<p>【国省令】 居室の定員は「1人」とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>○国省令は、平成24年4月1日の改正により、居室定員1人(ただし2名まで可)としているが(従来は4名以下)、利用者の費用負担の面で多床室も必要ではないか。</p> <p>○市の介護保険制度の現状や過去の市の施設整備方針等を考慮し、適正な定員規定を設けるべき。</p>	<p>【市基準(案)】 原則1人とし、ただし書きで、既存施設の増床等の場合のみ「4人以下」まで認める。</p> <p>【理 由】 特別養護老人ホーム及び介護老人福祉施設の基準との整合性を取る。 利用者のプライバシーの確保、市内の既存施設の状況等を勘案し、原則1人とし、ただし書きで、既存施設の増床等の場合のみ「4人以下」まで認める規定とする。</p>
○ユニット型	参 酌	<p>【国省令】 「おおむね10人以下」</p> <p>○建設コストや面積の有効活用など事業者側の運営面と職員の配置基準など入所者の処遇面等を勘案し、適正な定員規定を設けるべき。</p>	<p>【市基準(案)】 ●国省令どおり</p> <p>【理 由】 居室定員を増やすことは、処遇の質の低下が懸念されるため、現状どおりとする。(職員配置の最低基準を満たせばよいという事業者がないとは言えない。) ※介護職員配置の最低基準上は、入居者10人、12人でも介護職員4人</p>
② 食堂及び機能訓練室の面積基準	参 酌	<p>【国省令】 食堂及機能訓練室の合計した面積は、「3㎡×入所定員以上」</p> <p>○従来型の地域密着型介護老人福祉施設についても、他の施設サービス同様にそれぞれの面積基準を設けた方がよいか。</p>	<p>【市基準(案)】 ●国省令どおり</p> <p>【理 由】 他の施設サービスと比較し、入居者の身体状況が異なることや機能訓練室の利用率が低いこと等勘案すると、他の施設サービスのように個別に面積基準を設けることはなじまない。(国省令どおりとした方が、面積配分にも幅が持てる。)</p>
(2) その他共通項目以外の項目			
① 環境保全等への取り組み		<p>省エネルギー対策、県材利用、地場食品利用の推進等の規定を新たに設けるか。利用者のサービス向上につながる環境保全等への取り組みを新たに設けるか。</p>	<p>条例では規定を設けず、指導指針・要綱等で規定するに止める。</p>